

## ●平成22年度注記表

## 1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、取引はあるが年度末には残高がない科目は「-」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資決定の株式を含む。)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
- ・満期保有目的の債券……定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
  - ・子会社・子法人等株式……原価法(売却原価は移動平均法により算定)及び関連法人等株式
  - ・その他有価証券……時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、原価法(売却原価は移動平均法により算定)によっています。
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によるほか、運用目的の金銭の信託については時価法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。
- ・建物……定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しています。なお、主な耐用年数は38年~50年です。
  - ・建物以外……定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年~15年です。
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (6) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (7) 引当金の計上方法
- ① 貸倒引当金  
貸倒引当金は、「経理規程附属書 資産の償却・引当の計上基準」に則り、次のとおり計上しています。  
正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額(当年度は税法基準を採用)を計上しています。  
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額、保証による回収可能見込額並びに債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュフローを合理的に見積って算出した回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

実質破綻先債権及び破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

なお、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額について、東日本大震災の影響により、当会の規程に定める時期に担保物件および保証人の状況等の実態把握が困難な場合については、それまでに把握している情報を用いて算定しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

また、東日本大震災の影響により、債務者の実態把握が困難な先については、それまでに把握している情報を用いて資産査定を実施しています。

## ② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

## ③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

## ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

(8) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。

## (9) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

(10) 当年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しています。

この結果、従来の方法に比べ「有形固定資産」中の建物は8百万円及び「その他負債」中の資産除去債務は21百万円それぞれ増加しています。また、当年度にかかる減価償却費及び利息費用として事業管理費は1百万円増加し、前年度以前にかかる同費用を「資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額」として11百万円を特別損失に計上することにより、経常利益は1百万円、税引前当期利益は13百万円減少しています。

(11) 「農業協同組合法施行規則」(平成17年農林水産省令第27号)別紙様式が「農業協同組合法施行規則等の一部を改正する省令」(農林水産省令第10号平成23年3月24日)により改正され、平成23年3月24日から施行されたことに伴い、貸借対照表におけるその他負債の内訳として「資産除去債務」を追加表示しています。

## 2 貸借対照表に関する事項

- (1)有形固定資産の減価償却累計額は1,422百万円です。  
有形固定資産の圧縮記帳額は199百万円です。
- (2)貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンスリース	1百万円	1百万円	2百万円

- (3)資産のうち為替決済等の担保として預け金30,000百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券1,594百万円を差し入れています。
- (4)子会社等に対する金銭債権の総額は1,227百万円です。
- (5)子会社等に対する金銭債務の総額は210百万円です。
- (6)理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権は該当ありません。
- (7)理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務は該当ありません。
- (8)貸出金のうち、破綻先債権額は281百万円、延滞債権額は3,631百万円です。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (9)貸出金のうち、3か月以上延滞債権は該当ありません。  
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- (10)貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は822百万円です。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- (11)破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,735百万円です。  
なお、(8)から(11)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (12)割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は246百万円です。
- (13)当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、110,606百万円です。
- (14)貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金33,040百万円が含まれています。

- (15)借入金、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金50,000百万円です。

## 3 損益計算書に関する事項

(1)	子会社等との取引による収益総額	43百万円
	うち事業取引高	43百万円
(2)	子会社等との取引による費用総額	354百万円
	うち事業取引高	354百万円

## 4 金融商品に関する事項

- (1)金融商品の状況に関する事項

### ①金融商品に対する取組方針

当会は、新潟県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

### ②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的及びその他目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において補完的項目として自己資本への計上認められているものです。

### ③金融商品に係るリスク管理体制

#### a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用情報に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資部、農業部及び営業部のほか審査部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、経営陣に報告を行っています。さらに与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

## b 市場リスクの管理

## (a) 金利リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針に基づき、リスク管理部を主管部署として、当会の資産に占めるウェイトが大きく市場性資産として日々価格が変動する有価証券については毎営業日、貸出金及び預け金については月次でそれぞれ金利リスク量を計測・管理しています。

また、金利感応性のあるすべての資産・負債・オフバランスの金利リスク量についても、99パーセントイル値の金利ショックによるリスク量を毎月計測・管理しています。これらの情報については理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

## (b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従って行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの管理を行っています。

これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

なお、総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

## (c) 市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他の有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が5,400百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

## c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALM委員会において、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

## ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

## ①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表に含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	729,252	727,840	△1,412
金銭の信託			
運用目的	654	654	-
その他目的	15,704	15,704	-
有価証券			
満期保有目的の債券	129,146	131,529	2,383
その他有価証券	373,530	373,530	-
貸出金	190,959		
貸倒引当金	△4,119		
貸倒引当金控除後	186,840	188,859	2,018
<b>資産計</b>	<b>1,435,128</b>	<b>1,438,118</b>	<b>2,989</b>
貯金	1,365,788	1,363,145	△2,642
借入金	50,000	50,000	-
<b>負債計</b>	<b>1,415,788</b>	<b>1,413,145</b>	<b>△2,642</b>

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金64百万円を含めています。

## ②金融商品の時価の算定方法

## 【資産】

## a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## b 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記c及びdと同様の方法により評価しています。

## c 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価額によっています。

## d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## 【負債】

## a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	76,215百万円

(注)外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額  
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	729,252	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	31,690	18,000	30,000	30,000	13,500	6,000
その他有価証券のうち満期があるもの	34,251	34,049	41,500	28,977	16,872	192,977
貸出金	59,024	18,812	16,891	7,515	11,492	73,826
合計	854,218	70,861	88,391	66,493	41,865	272,803

(注)1.貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)20,556百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金33,040百万円については「5年超」に含めています。  
2.貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等3,330百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額  
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,363,736	1,511	151	17	42	-
借入金	-	-	-	-	-	50,000
合計	1,363,736	1,511	151	17	42	50,000

(注)1.貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。  
2.貯金のうち、貸借対照表上の定期積金327百万円については含めていません。  
3.借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金50,000百万円については、「5年超」に含めています。

## 5 有価証券に関する事項

(1)有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

## ①売買目的有価証券

該当ありません。

## ②満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	1,190	1,194	4
	社債	-	-	-
	その他	122,955	125,348	2,392
	小計	124,146	126,542	2,396
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	5,000	4,986	△13
	小計	5,000	4,986	△13
合計		129,146	131,529	2,383

## ③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	1,734	2,195	461
	債券			
	国債	173,633	179,157	5,523
	地方債	15,072	15,511	439
	社債	45,164	46,316	1,151
	その他	78,543	81,001	2,458
	その他	16,286	17,072	786
	小計	330,433	341,254	10,820
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	2,084	1,895	△189
	債券			
	国債	9,050	9,020	△29
	地方債	2,896	2,856	△40
	社債	5,393	5,267	△125
	その他	9,520	9,464	△55
	その他	3,851	3,772	△78
	小計	32,796	32,276	△520
合計		363,230	373,530	10,300

(注)1.上記評価差額合計から繰延税金負債3,185百万円を差し引いた金額7,114百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2)当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	2,532	-	408
債券	20,218	140	256
その他	-	-	-
合計	22,751	140	665

(4) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 654百万円  
当年度の損益に含まれた評価差額 △12百万円

② 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	15,704	15,431	273	659	386

(注) 1. 上記評価差額合計に繰延税金資産40百万円を加えた金額313百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

## 6 退職給付に関する事項

### (1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、「職員退職給与規程」に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全共連との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行っています。

② 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△1,520百万円
年金資産	469百万円
退職給付引当金	△1,051百万円

③ 退職給付費用の内訳

勤務費用	91百万円
臨時に支払った割増退職金	26百万円
退職給付費用	118百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、17百万円となっています。

また、存続組合により示された平成23年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、280百万円となっています。

## 7 税効果会計に関する事項

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	1,062百万円
賞与引当金超過額	32百万円
退職給付引当金超過額	317百万円
相互援助積立金超過額	816百万円
有価証券有税償却額	197百万円
未払事業税	95百万円
その他	121百万円
繰延税金資産小計	2,644百万円
評価性引当額	△2,020百万円
繰延税金資産合計(A)	623百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,145百万円
固定資産圧縮積立金	△122百万円
資産除去債務	△2百万円
繰延税金負債合計(B)	△3,270百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△2,646百万円

### (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	31.00%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.25%
事業分量配当金	△5.20%
住民税均等割等	0.06%
評価性引当額の増減	0.13%
その他	0.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.27%

## 8 資産除去債務に関する事項

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

## ●平成23年度注記表

## 1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
- ・満期保有目的の債券……定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
  - ・子会社・子法人等株式……原価法(売却原価は移動平均法により算定)
  - ・その他有価証券……時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、原価法(売却原価は移動平均法により算定)によっています。
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によるほか、運用目的の金銭の信託については時価法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。
- ・建物……定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しています。なお、主な耐用年数は38年～50年です。
  - ・建物以外……定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年～15年です。
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (6) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (7) 引当金の計上方法
- ① 貸倒引当金  
貸倒引当金は、「経理規程附属書 資産の償却・引当の計上基準」に則り、次のとおり計上しています。  
正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額(当年度は税法基準を採用)を計上しています。  
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額、保証による回収可能見込額並びに債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュフローを合理的に見積って算出した回収可能見込額を控除した残額を計上しています。  
実質破綻先債権及び破綻先債権に相当する債権について

は、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

- ② 賞与引当金  
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
- ③ 退職給付引当金  
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
- ④ 役員退職慰労引当金  
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
- (8) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
- (9) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。
- (10) 当年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しています。

## 2 表示方法の変更に関する事項

役員退職慰労金は従来「その他経常費用」で計上していました。役員退職慰労引当金繰入額は「経費」の「人件費」での計上であり、その整合性から役員退職慰労金を当年度より「経費」の「人件費」で計上しています。

### 3 貸借対照表に関する事項

- (1)有形固定資産の減価償却累計額は1,507百万円です。  
有形固定資産の圧縮記帳額は212百万円です。
- (2)貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンスリース	1百万円	2百万円	4百万円

- (3)資産のうち為替決済等の担保として預け金30,000百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券1,602百万円を差し入れています。
- (4)子会社等に対する金銭債権の総額は982百万円です。
- (5)子会社等に対する金銭債務の総額は264百万円です。
- (6)理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (7)理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (8)貸出金のうち、破綻先債権額は381百万円、延滞債権額は3,531百万円です。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (9)貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。  
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- (10)貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は558百万円です。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- (11)綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,471百万円です。  
なお、(8)から(11)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (12)割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は128百万円です。
- (13)当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、106,003百万円です。
- (14)貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金33,040百万円が含まれています。

- (15)借入金50,000百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。

### 4 損益計算書に関する事項

(1)	子会社等との取引による収益総額	35百万円
	うち事業取引高	35百万円
(2)	子会社等との取引による費用総額	207百万円
	うち事業取引高	207百万円

- (3)債権売却損は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、売却損と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は11百万円です。

### 5 金融商品に関する事項

- (1)金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当会は、新潟県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的及びその他目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において補完的項目として自己資本への計上が認められているものです。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資部、農業部及び営業部のほかリスク統括部(審査・管理業務担当)により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、経営陣に報告を行っています。さらに与信管理の状況については、リスク統括部(リスク管理業務担当)がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部(リスク管理業務担当)において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

## b 市場リスクの管理

## (a) 金利リスクの管理

当社は、リスクマネジメントの基本方針及び金利リスクに関する管理諸規程に基づき、リスク統括部を主管部署として、当社の資産に占めるウェイトが大きく市場性資産として日々価格が変動する有価証券については毎営業日、貸出金、預け金及び貯金については月次でそれぞれ金利リスク量を計測・管理しています。

また、金利感応性のあるすべての資産・負債・オフバランスの金利リスク量についても、99パーセントイル値の金利ショックによるリスク量を毎月計測・管理しています。

これらの情報については理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

## (b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従って行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの管理を行っています。

これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

なお、総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

## (c) 市場リスクに係る定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.40%上昇したものと想定した場合には、経済価値が9,074百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

## c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALM委員会及び資金運用検討委員会を通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

## ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合があります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

## ①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表に含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預け金	711,340	709,905	△1,434
金銭の信託			
運用目的	703	703	-
その他目的	17,447	17,447	-
有価証券			
満期保有目的の債券	97,468	99,413	1,944
その他有価証券	422,489	422,489	-
貸出金	205,083		
貸倒引当金	△4,058		
貸倒引当金控除後	201,025	203,541	2,516
<b>資産計</b>	<b>1,450,475</b>	<b>1,453,500</b>	<b>3,025</b>
貯金	1,374,492	1,372,046	△2,446
借入金	50,000	50,000	-
<b>負債計</b>	<b>1,424,492</b>	<b>1,422,046</b>	<b>△2,446</b>

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金69百万円を含めています。

## ②金融商品の時価の算定方法

## 【資産】

## a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## b 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記c及びdと同様の方法により評価しています。

## c 有価証券

株式及び投資証券は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価額又は取引金融機関等から提示された価格によっています。

## d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## 【負債】

## a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## b 借入金

借入金はすべて変動金利であり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	76,141百万円

(注)外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

## ④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	711,340	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	18,000	30,000	30,000	13,500	6,000	-
その他有価証券のうち満期があるもの	34,596	41,500	28,286	20,159	33,925	235,290
貸出金	70,166	18,902	10,623	13,143	11,168	77,784
<b>合計</b>	<b>834,103</b>	<b>90,402</b>	<b>68,909</b>	<b>46,803</b>	<b>51,093</b>	<b>313,075</b>

(注)1.貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)28,911百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金33,040百万円については「5年超」に含めています。

2.貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等3,225百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

## ⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,361,046	279	12,990	45	117	-
借入金	-	-	-	-	-	50,000
<b>合計</b>	<b>1,361,046</b>	<b>279</b>	<b>12,990</b>	<b>45</b>	<b>117</b>	<b>50,000</b>

(注)1.貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

2.借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金50,000百万円については、「5年超」に含めています。

## 6 有価証券に関する事項

(1)有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

## ①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	97,468	99,413	1,944
	<b>小計</b>	<b>97,468</b>	<b>99,413</b>	<b>1,944</b>
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	<b>小計</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>合計</b>		<b>97,468</b>	<b>99,413</b>	<b>1,944</b>

## ②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	2,127	2,574	447
	債券			
	国債	191,254	198,995	7,740
	地方債	17,470	18,323	853
	社債	73,193	74,692	1,498
	その他	82,239	84,748	2,508
	<b>小計</b>	<b>381,212</b>	<b>395,137</b>	<b>13,925</b>
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	1,221	1,121	△100
	債券			
	国債	-	-	-
	地方債	399	398	△0
	社債	500	494	△5
	その他	17,248	16,968	△280
	<b>小計</b>	<b>27,877</b>	<b>27,352</b>	<b>△525</b>
<b>合計</b>		<b>409,090</b>	<b>422,489</b>	<b>13,399</b>

(注)1.上記評価差額合計から繰延税金負債3,692百万円を差し引いた金額9,706百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	458	-	269
債券	15,413	286	853
その他	-	-	-
合計	15,872	286	1,122

(3) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	703百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	△7百万円

② その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	17,447	17,431	15	580	565

(注) 1. 上記評価差額合計に繰延税金資産96百万円を加えた金額112百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

## 7 退職給付に関する事項

### (1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全共連との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行っています。

② 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△1,373百万円
年金資産	475百万円
退職給付引当金	△898百万円

③ 退職給付費用の内訳

勤務費用	86百万円
臨時に支払った割増退職金	34百万円
退職給付費用	121百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、17百万円となっています。

また、存続組合により示された平成24年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、278百万円となっています。

## 8 税効果会計に関する事項

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	868百万円
賞与引当金超過額	31百万円
退職給付引当金超過額	255百万円
県相互援助積立金超過額	744百万円
有価証券有税償却額	176百万円
未払事業税	74百万円
その他	102百万円
繰延税金資産小計	2,253百万円
評価性引当額	△1,796百万円
繰延税金資産合計(A)	457百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,596百万円
固定資産圧縮積立金	△106百万円
資産除去債務	△1百万円
繰延税金負債合計(B)	△3,704百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△3,246百万円

### (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	31.00%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.33%
事業分量配当金	△5.71%
住民税均等割等	0.07%
評価性引当額の増減	△0.08%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.41%
その他	0.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.02%

### (3) 法人税等の税率の変更により修正された繰延税金資産及び繰延税金負債の金額

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が、平成23年12月2日に公布されました。平成24年4月1日以後に開始する年度から法人税率が引き下げられ、また平成27年3月31日までの期間(指定期間)に開始する年度については、復興特別法人税が課されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前年度の31.00%から、指定期間内に開始する年度については29.40%、平成27年4月1日以後に開始する年度については27.61%に変更されました。その結果、繰延税金資産が418百万円減少し、その他有価証券評価差額金が441百万円増加し、法人税等調整額が22百万円増加しています。

## 9 資産除去債務に関する事項

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。